

令和4年度（2022年度） 出前「勤労者セミナー」実施要項

1 目 的

企業で働く人や経営者等に対し、労働条件・労働環境等に関するセミナーを実施することにより、労使間トラブルの未然防止、円満解決を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等を推進し、もって働く人の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 利用できる企業等

常時雇用する労働者の数が300人以下の企業・団体等とする。
（ただし同一企業・団体などの利用は単年度3回までとする。）

3 講 師 社会保険労務士、民間有識者等

4 申込期間

令和4年（2022年）4月26日から令和5年（2023年）2月28日まで（必着）
（※実施期間は、令和5年（2023年）年3月末まで）

5 セミナーの内容

ア 労働条件に関すること

（法制度、賃金・労働時間・解雇等の労使間トラブルの対処法等）

イ 労働福祉に関すること

（雇用・労災保険、年金制度、生活習慣病対策、メンタルヘルス、各種ハラスメント等）

ウ 仕事と家庭の両立支援に関すること

（育児・介護休業制度、短時間勤務制度等）

エ ワーク・ライフ・バランスに関すること

（働き方の見直しに関すること、テレワークの導入等）

オ 男女共同参画に関すること

（ポジティブ・アクション、キャリア形成等）

カ 障がい者、高年齢者雇用に関すること

（職域の確保・開発・職場改善、継続雇用制度、定年退職後の生活等）

キ 若年者雇用に関すること

（職場定着、人材育成等）

ク パート・派遣労働等に関すること

（人事・労務管理制度等）

ケ その他

6 実施方法

- (1) 県（労働雇用創生課）は、別紙により出前「勤労者セミナー」の実施を広報し、希望する企業等を募集する。
- (2) セミナーを希望する団体は、別記様式1の申込書により、県へ申し込む。
- (3) 県は、(2)による申込の内容を審査し、適当であると認める場合は、セミナーの実施を決定し、その旨を文書で申込者に通知する。
なお、この場合、県は、派遣する講師を選定のうえ、申込者及び講師と協議しながら日程その他セミナーの実施に当たり必要な事項について、あらかじめ調整を行う。
- (4) セミナーの実施場所は、原則として申込企業等の施設内とする。
- (5) セミナーを主催する団体は、県からの実施決定通知に基づきセミナーを実施する。
- (6) セミナーを主催した団体は、セミナー終了後2週間以内に、別記様式2により受講概要を県に報告する。

7 セミナーの実施に伴う経費の負担

- (1) 講師の謝金及び旅費については県が負担するものとし、その額は、謝金については1時間あたり10,000円、旅費については県の関係規定により算出した額とする。
- (2) セミナーの実施に伴う(1)以外の経費については、申込者が負担するものとする。

8 セミナーの申込み回数等

このセミナーを、令和4年度（2022年度）中に実施しようとする企業等において、セミナー対象者（参加者）の大半が同じである場合は、申込みできる回数は、原則として3回とする。ただし、主催者が同じであっても、セミナー対象者（参加者）の大半が異なる場合はこの限りではない。

9 特記事項

セミナー実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を充分に行うこと。

10 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則 この要項は、令和4年（2022年）4月26日から施行する。